



〒297-0024 茂原市八千代 2-10
千葉県教育庁東上総教育事務所
TEL 0475-23-8125 FAX 0475-25-3143
E-mail hkzs04@mz.pref.chiba.lg.jp
第1号

平成30年5月10日(木)発行

東金市・八鶴湖 東上総教育事務所ソシボ'ル'ク

「子どもたちに未来を生き抜く力を」

春の季節は気まぐれで、暑さ寒さが代わる代わるですが、5月の陽ざしとともに夏の訪れも感じられるようになりました。管内の各学校の教職員のみなさんは、いかががお過ごしでしょうか。きっと忙しい毎日を送られていることと思います。

詩人の谷川俊太郎さんの詩に、「とき」という作品があります。「とけいはとまることがあっても、ときはとまることのない。」という文章で始まり、「きのうときょうはよくにているけれど、おなじではない。そしてあすはいつでもあたらしい。」という言葉で結ばれます。私は、この詩を読むたび、時間の不思議さと明日への希望を思います。同じような日々を送りつつも、明日への意欲は、新しい自分への期待があらことで湧き上がるものであるように思います。

さて、東上総教育事務所の役割は、様々にありますが、端的に言えば、学校の教育力の向上に向けて、学校を支援することにあります。学校の学びの環境整備には、関係機関の協力が不可欠です。本事務所は、「事務所は、学校の応援団！」というスローガンを掲げておりますが、学校現場からも、確かにそうであると評価されるよう努めなくてはならないと考えています。

学校教育の成果は、児童・生徒の姿によって推し量られるべきものであると思います。所員一同、「すべては子どもたちのために」の思いを胸に持ちながら、これからの未来を生き抜く子どもたちの育成のため、力を尽くしてまいります。

所長 宮内 教夫

平成30年度の東上総教育事務所の重点目標を以下のとおり設定しました。

「事務所は、学校の応援団！」

適正・正確な事務処理の推進

- (1) 給与等の適正な執行
- (2) 研修の充実
- (3) 学校事務の共同実施の充実

人材育成と信頼される学校づくり

- (1) 教育現場を重視した質と教育力の高い信頼される教職員の育成
- (2) 教職員のモラルアップと不祥事の根絶
- (3) 安全・安心な学校づくりの推進

「生きる力」の育成

- (1) 学校経営・教育課程
- (2) 学校(園)間の連携
- (3) 研究と修養
- (4) 学力向上
- (5) 道徳教育・人権教育
- (6) グローバル化に対応した教育
- (7) 生徒指導
- (8) 特別支援教育
- (9) 体育・健康・安全教育
- (10) キャリア教育
- (11) 社会教育

「すべては子どもたちのために」

総務課から

児童手当・平成30年度初任等事務職員研修会について

○児童手当について

児童手当の認定を受けた後、引き続き受給するためには、毎年6月に「現況届」の提出が必要です。提出がない場合には、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、御注意ください。

また、お子さんの出生や人事異動等で転入したとき、住所や氏名に変更があったときは、速やかに申請をお願いします。

○「平成30年度初任等事務職員研修会」を開催しました

4月12日(木)に、東上総教育事務所総務課職員を講師に、第1回初任等事務職員研修会を開催しました。平成28年度以降に採用された事務職員(臨任事務職員を含む)及び市町村(組合)教育委員会担当者計18名が参加し、熱心に受講されました。内容は、通勤・扶養・住居の3手当に加え、給与についての説明をしました。今年度は新たに「15年経験者等事務職員研修会」を実施し、さらに事務職員の資質向上を図ってまいります。



管理課から

教員免許更新制に係る受講・申請について

※詳細は、千葉県教育委員会ホームページで御確認ください。

今年度、以下の方々は、「更新講習の受講及び申請」「免除申請」「延期・延長申請」のいずれかを、必ず行ってください。

申請をしない場合は、教員免許状が失効し、教員の職を失うこととなります。

【旧免許状所持者】**年度末35, 45, 55歳の者(第9グループ)**

【新免許状所持者】**有効期間満了の日が平成31年3月31日と記載された免許状所持者**

【その他】今年度中に修了確認期限(旧免許状)、または、有効期間満了の日(新免許状)を迎える者

- ※「更新講習を受講したこと」「管理職であること」「(旧免許状所持者の場合)10年以内に新しい免許状の授与を受けていること」だけでは、更新手続き完了ではありません。必ず申請手続きを行ってください。
- ※「栄養教諭免許状」所持者は、修了確認期限(有効期間満了の日)が免許状を授与された日によって異なりますので、確認をお願いします。

○ 臨任講師や非常勤講師についても教員免許更新制の対象になります。

○ 育休・療休・看休・休職中であっても、期限までに必ず必要な申請をしてください。



○ 旧免許状所持者は、**修了確認期限が生年月日で割り振られています。**

○ 新免許状には、10年の有効期間が付されます。**それぞれの有効期間を御確認ください。**

○ 「延期」申請後の修了確認期限を年度途中に迎える方は、十分に御注意ください。

★ 今年度末に修了確認期限(旧免許状の第9グループ)、または、今年度末に有効期間満了の日(新免許状)を迎える方は、夏季休業中に更新講習の受講を済ませ、10月5日(金)の事務所締切りまでに申請してください。

★ 教育事務所での上記以外の免許関係申請手続きの最終締切りは、12月21日(金)です。

指導室から

東上総教育事務所教育相談室 相談業務について

心配なこと、困ったことがありましたら御相談ください。一緒に考えましょう!

東上総教育事務所教育相談室 ～電話相談・来所相談～

- 場 所 東上総教育事務所内 教育相談室(1階)
〒297-0024 茂原市八千代2-10
- 電話番号 **0475-23-4460 (相談専用)**
- 相談日時 月曜日～金曜日(祝祭日を除く)
午前9時～午後5時
- 相談対象 園児(幼・保)、小・中学生、高校生、保護者及び教職員
- 相談内容
 - ・いじめや不登校に関すること
 - ・家庭で困っていること
 - ・心の悩み等に関すること
 - ・集団不適應に関すること
 - ・発達に関すること
- 相談方法 電話相談、来所相談
- 電話相談 学校から直接、保護者から直接、児童・生徒から直接も可能です。
- 来所相談 面談による相談は、予約制で行っています。はじめに保護者の方から電話で予約をしてください。

気軽に御相談ください!

